

## 令和2年度 軽自動車税 税額表

### ■原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税 額	参考)平成27年度まで
原動機付自転車	総排気量50cc以下(定格出力0.6kW以下)	2,000円	1,000円
	総排気量50cc超90cc以下 (定格出力0.6kW超0.8kW以下)	2,000円	1,200円
	総排気量90cc超125cc以下 (定格出力0.8kW超1.0kW以下)	2,400円	1,600円
	ミニカー(三輪以上で20cc超50cc以下) (定格出力0.25kW超0.6kW以下)	3,700円	2,500円
小型特殊自動車	農耕作業用※(最高速度35km/h未満)	2,400円	1,600円
	その他(最高速度15km/h以下)	5,900円	4,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下(側車付を含む)	3,600円	2,400円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	4,000円

※農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(要証明書提出)で、乗車装置を備え、最高速度35km/h未満のもの

### ■四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分			税 額		
			平成27年3月31日以前新規登録	平成27年4月1日以降新規登録	新規登録後13年超 (H19.3以前の新規登録)
三輪	50cc超660cc以下		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※令和2年度に新規登録後13年を超えるのは、初年度検査年月が平成19年3月以前の新規登録車両

### ■グリーン化特例

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初めて新規登録された軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、初年度課税分に限り軽自動車税を軽減する。

車種区分			標準税額	軽減後税額		
				25%軽減※	50%軽減※	75%軽減※
三輪			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円

#### ※各軽課条件

25%軽減 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車  
 50%軽減 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車  
 75%軽減 電気自動車・天然ガス自動車(平成30年規制適合又は平成21年排出ガス10%低減)

※平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年度排出ガス基準75%低減達成をしていること。